

子どもの状況改善へ行動を

株式会社日本総合研究所
調査部上席主任研究員 池本 美香

2023年4月にこども家庭庁が発足して間もなく2年になる。わが国の子どもを取り巻く状況に大きな改善はまだ見られず、出生数の減少にも歯止めがかかっていない。

例えば23年に全国の保育施設で発生した、治療に要する期間が30日以上の中重度な事故件数は2115件と、前年より12%増えた。放課後児童クラブの事故は前年比15%増である。死亡事故件数もそれぞれ6件、3件といずれも前年より多かった。

さらに23年度の小中学校、高校の不登校の児童生徒数も前年度から15%増えた。文部科学省は「過去最多となったものの、増加率は前年度と比較して若干低くなった」とするが、小学校低学年では前年度から30%以上の増加。放課後児童クラブで午前中から預かってほしいという要望が出ている状況である。

今後の状況改善に期待しつつも、現段階では「こども家庭庁ができて何もう変わらない」といった閉塞(へいそく)感や諦めが広がっているようにも感じられる。

そんな中、子どもに関する長野県内の取り組みについて知る機会があり、大きな気づきを得た。一つは辰野高校(上伊那郡辰野町)の生徒、保護者、教職員による三者協議会である。子どもの権利条約が掲げる原則の一つ「子どもの意見の尊重」を学校教育で実現し、学校運営への生徒参加を制度化したものである。年に2回、学校運営の在り方について3者で話し合い、これまでにアルバイト規則や服装規定の改定、授業改善などが行われてきた。

日本では条約を批准した1994年、旧文部省が「本条約の発効により、教育関係について特に法令等の改正の必要はない」との見解を出した。このため生徒の意見を学校運営に反映する制度はまだまだ導入されていない。しかし、海外では制度化された国が多い。例えばニュージーランドでは毎年9月、学校運営について話し合う会議のメンバーとなる生徒代表を選ぶ選挙が、全国の高校で行われる。

辰野高校が条約の原則を学校で実現するための仕組みとして三者協議会をつくったのは97年だった。国の制度がない中、多忙な教員が義務ではないことを新たに始めるのは並大抵のことではない。それでも条約批准を機に、生徒参加の仕組みが必要だと気づいた教員らが独自に取り組み始めたことによって子どもの権利が守られた。さらにその取り組みが県内や他県の学校にも広がっている。

もう一つは協同労働による子どものための活動である。労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団上田事業所(上田市)は、現場の声や課題に対して次々と新しい取り組みを始めてきた。例えば地元の小学校から遠くの特別支援学校に転校することになった子どもがいた。この子を地域で育てたいという母親の思いをかなえるため、放課後等デイサービスを立ち上げる。すると、他にも同様のニーズを抱えた子どもが多く利用するようになった。

「ないから仕方ない。諦める」のではなく「ないならつくってしまおう」と考える。子ども

食堂の他、中高生の居場所やボードゲームを楽しむカフェ、不要になった制服を寄付してもらい、安価で譲る「制服バンク」など次々拡大している。

新たな事業が立ち上がる背景には、協同労働という概念がある。労働者が自ら出資し経営にも加わる働き方で、一人一人できることをやる、急に休むことがあってもお互いさまと考える。時には利用している子どもたちにも協力してもらう。苦手があっても無理せず働ける、寛容さが大事にされている。

そうした協同労働の原則を、会議の際に毎回確認していると知り、大変驚かされた。誰も排除されないという安心感を大人が持っていることによって、さまざまな取り組みの担い手を確保できる。同時に子どもたちにも「みんな違っていい、大丈夫」という優しい空気をつくり出しているようにも感じた。

この二つの取り組みに触れ、子どもの状況を改善するには、国や自治体が動くのをただ待つのではなく、気づいた人が行動を起こす大切さを実感した。専門家でなくても、仲間たちと話し合い、学びながら取り組み、現場で実践していくことで、子どもたちを取り巻く状況は改善される。子どもの権利条約を踏まえた制度の見直しが進まないことを嘆くだけでは始まらない。子どもの幸せを願い、行動を起こすことが求められている。

信濃毎日新聞 2025 年 3 月 2 日付「多思彩々」に掲載されたものをもとに作成